

伊勢原市競争入札参加資格認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに伊勢原市契約規則（平成元年伊勢原市規則第11号。以下「規則」という。）第2条、第4条及び第26条の規定に基づき、競争入札参加資格、審査及び認定について必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この基準は、次に掲げる契約について適用する。

- (1) 工事又は製造の請負
- (2) 調査、測量、設計及び監理の委託
- (3) 保守管理及び清掃の委託
- (4) 物件の買入
- (5) その他市長が必要と認める契約

(入札の参加資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加の資格の認定を受けることができない。

- (1) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者又は第8条第1項第4号若しくは第5号の規定に該当して入札参加資格の認定の取消しを受けた者で、その事実があった後、3年を限度として市長が定める期間を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (2) 営業に関し、法令等により許可、認可、登録等が必要な場合で、当該許可、認可、登録等を受けていない者
- (3) 認定期間の初日を基準として同種の営業を引き続き営んでいる期間が1年に満たない者（営業譲渡、合併又は会社分割により、営業を承継したと認められる者で、同種の営業を引き続き1年以上継続していたと扱われる場合を除く。）
- (4) 認定を受けようとする業種の有効な建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく経営事項審査結果（総合評定値）を有していない者（工事の請負に係る入札参加の資格の認定を受けようとする者に限る。）
- (5) 法人にあっては消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税又は固定資産税、個人にあっては消費税及び地方消費税、個人事業税、個人市県民税又は固定資産税を滞納している者（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしなければならない場合に、当該届出をしていない者（工事の請負に係る入札参加の資格の認定を受けようとする者に限る。）

(入札参加資格認定申請)

第4条 競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、かながわ電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して競争入札参加資格の認定を申請するとともに、次に掲げる書類で市長が指定するものを提出しなければならない。

- (1) 当該営業を行っていることを明らかにする書類
- (2) 経理状況を明らかにする書類
- (3) 当該営業について許可、認可、登録等を受けることとされている場合は、当該許可、認可、登録等を受けていることを証する書類
- (4) 税に関する納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類が神奈川県知事と締結した競争入札参加資格認定申請に係る共同受付に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき神奈川県知事に提出されたときは、市長に提出されたものとみなす。

(入札参加資格の認定等)

第5条 市長は、前条及び第7条の規定により申請又は届出があったときは、入札参加資格について審査し、認定を行うものとする。

- 2 協定書に基づき神奈川県知事が審査した前項に掲げる事項は、市長が審査したものとみなす。
- 3 市長は、第1項の規定により認定したときは、当該認定した者について電子入札システムを利用して認定通知を発行するとともに入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(入札参加資格の認定申請受付及び有効期間)

第6条 入札参加資格の認定申請受付及び有効期間は、市長が別に定め公告する。

(変更等の届出)

第7条 第5条の規定による入札参加資格の認定を受けた者は、第4条の申請内容に変更があったとき又は業務を休止若しくは廃止したときは、電子入札システムを利用して届け出るとともに、その事実を証する書類を市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる書類が協定書に基づき神奈川県知事に提出されたときは、市長に提出されたものとみなす。

(入札参加資格の認定の取消し)

第8条 市長は、入札参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受けた入札参加資格に係る契約を締結する能力を有しない者となったとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) その営業に関し、必要な許可、認可、登録等の取消しを受けたとき、並びにそれら

の有効期間が満了したとき。

(4) 虚偽又は不正な方法により入札参加資格の認定を受けたことが明らかになったとき。

(5) 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められるとき。

(6) その者の営業に関し、事業主又は管理的地位にある従業員が贈賄、供応その他の不正行為により起訴されたとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格の認定を取り消したときは、入札参加資格者名簿からその者に係る記載を削除するとともに、その旨を通知するものとする。

(その他の事項)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(伊勢原市指名競争入札参加者資格認定基準の廃止)

2 伊勢原市指名競争入札参加者資格認定基準（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年9月23日告示第150号）

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

2 入札参加資格の認定の有効期間が平成29年3月31日までの者に係る入札参加資格の認定の申請については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。